

福岡県公報

平成28年7月26日
第3812号

目次

告示(第591号-第598号)

- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 1
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 3
- 漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意 (漁業管理課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 5

公告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 6
- 公共測量の実施(県が測量計画機関となった場合) (県土整備総務課) 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) 6
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7
- 土地改良区の設立認可申請の適否決定 (農村森林整備課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 8
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

(中小企業振興課) 9

(農村森林整備課) 9

○県営土地改良事業の工事の完了

告示

福岡県告示第591号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く)、分銅及びおもりの検査	28年9月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	若宮コミュニティセンター「ハートフル」	宮若市
	28年9月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	マリーホール宮田	
	28年9月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	マリーホール宮田	
	28年9月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	小竹町総合福祉センター	小竹町
	28年9月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	鞍手町
	28年9月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	
	28年9月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	鞍手町総合福祉センター くらじの郷	
	28年9月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	中間市
	28年9月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	中間市中央公民館	

	28年9月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	直方市
	28年9月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	28年9月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	28年9月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	28年9月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	直方市中央公民館	
	28年9月22日 から 28年11月21日 まで	左欄の間に行う検査については、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市及び直方市と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	28年9月22日 から 28年11月21日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数2,000を超えるものの検査	28年9月22日 から 28年11月21日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	28年9月22日から 28年12月21日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		宮若市 小竹町 鞍手町 中間市 直方市

福岡県告示第592号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	28年9月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	まいピア高田	みやま市
	28年9月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	瀬高公民館	
	28年9月29日	10:00~12:00 13:00~15:00	瀬高公民館	
	28年9月30日	10:00~12:00 13:00~15:00	山川市民センター	柳川市
	28年10月3日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	
	28年10月4日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	
	28年10月5日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市大和公民館	
28年10月6日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市三橋公民館		

	28年10月7日	10:00~12:00 13:00~15:00	柳川市城内公民館	大川市
	28年10月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所西玄関	
	28年10月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	大川市役所西玄関	
	28年10月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	大牟田市
	28年10月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	
	28年10月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	
	28年10月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	大牟田市民体育館	
	28年10月21日 から 28年12月20日 まで	左欄の間に行う検査については、みやま市、柳川市、大川市及び大牟田市と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	28年10月21日 から 28年12月20日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	28年10月21日 から 28年12月20日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	28年10月21日から 29年1月20日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		みやま市 柳川市 大川市 大牟田市

福岡県告示第593号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	28年10月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	あんずの里	福津市
	28年10月25日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市文化会館	
	28年10月26日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所	
	28年10月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所	宗像市
	28年10月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	福津市役所	
	28年11月1日	10:00~12:00 13:00~15:00	海の道むなかた館	
	28年11月2日	10:00~12:00 13:00~15:00	海の道むなかた館	

	28年11月7日	10:30~12:00 13:00~14:00	宗像市大島行政センター	
	28年11月8日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
	28年11月9日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
	28年11月10日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
	28年11月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	宗像市役所	
	28年11月12日 から 29年1月11日 まで	左欄の間に行う検査については、福津市及び宗像市と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり(ウに掲げるものを除く。)、分銅及びおもりの検査	28年11月12日 から 29年1月11日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	28年11月12日 から 29年1月11日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		福津市 宗像市

(2) 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	28年11月12日から 29年2月11日まで		左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	福津市 宗像市

福岡県告示第594号

次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 川口加入区

福岡県告示第595号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県道	行 橋 添 田 線	前	みやこ町犀川崎山2番1先から 田川郡赤村大字赤6940番1先まで	12.3 ~ 30.9	291.0
			後	みやこ町犀川崎山2番1先から 田川郡赤村大字赤6940番1先まで	16.4 ~ 46.4	291.0

福岡県告示第596号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築 県道		豊 前 耶馬溪 線	前	豊前市大字上川底1742番2先から 豊前市大字上川底1744番1先から	9.8 ～ 20.0	48.0
			後	豊前市大字上川底1742番2先から 豊前市大字上川底1744番1先から	11.8 ～ 22.8	48.0

福岡県告示第597号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川帆柱936・943の1・943の6（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	一般国道	500号	前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			前	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	8.2 ～ 219.0	5,209.0
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	5.5 ～ 102.0	7,191.7
			後	朝倉郡東峰村大字小石原1744番1先から 朝倉市江川1444番1先まで	8.2 ～ 219.0	5,209.0

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市津丸字落合839番11

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福津市津屋崎六丁目8-16ミルト立花Ⅱ202号

高杉 正、高杉 恵美

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀郡芦屋町大字山鹿	平成28年7月7日から 平成28年10月17日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、みやこ町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
京都郡みやこ町北部	平成28年6月23日から 平成28年12月22日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、遠賀町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（数値地形図データ作成）

2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
遠賀町大字別府地内	平成28年6月1日から 平成28年7月29日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により独立行政法人都市再生機構九州支社城野都市再生事務所から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉北区片野新町3丁目 北九州市小倉北区東城野町 北九州市小倉北区城野団地	平成28年6月30日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人チャイルドケアセンター

(2) 代表者の氏名

大谷 清美

(3) 主たる事務所の所在地

大野城市東大利二丁目5番20号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、乳児期から学童期の子どもおよび高齢者を持つ家庭や一時的に育児・介護を行う事が困難な一般市民に対し、自主的に育児・介護支援を行おうとする者をネットワークで結び、家事援助や子育て支援・介護支援に関する事業等を行うことにより子育てや高齢者の福祉支援活動の健全な発展を促進し公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

(旧) NPO法人楽農人

(新) 特定非営利活動法人仁風自然塾

(2) 代表者の氏名

富吉 袈裟右衛門

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡志免町向ヶ丘二丁目4番3号

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、地域の自然や文化、人材を活かした循環型社会、持続可能な社会実現のため、『自給自足の社会創り』の理念をもって、その施策、提言等を行い、関連する事業を実践することにより、古きよき時代の再生に寄与することを目的とする。

(新) この法人は、天地の恵み、国の伝統の恵み、家族の恵みを片時も忘れることなく、偉人の足跡に学び、農作業を通じて下座行及び小事の実践に務め心田開発を行い、日本人としての感謝と慎みを礎に、心豊かな生き方を探究し、古きよき時代の再生に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成28年7月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人広域活性化研究センター

(2) 代表者の氏名

渡辺 英秋

(3) 主たる事務所の所在地

飯塚市幸袋526番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、「アジアを含めた広範な地域と連携した筑豊地域の活性化と国際的な共生」を基本活動テーマとし高度な技術及び豊富な経験を有する会員相互の協力により人材・情報・福祉・教育・環境ならびに地域開発などの幅広い分野において国内外の不特定多数の市民・団体などを対象に助言または支援・教育等を行い、地域社会の健全な発展および、国際協力などの公益の増進に寄与することを目的とする。

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成28年7月13日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
--------	----------	------	------

辻垣・道場寺・高瀬土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成28年7月26日から平成28年8月24日まで	行橋市役所
----------------	------------------	--------------------------	-------

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 TSUTAYA BOOK GARAGE 福岡志免

(2) 所在地 糟屋郡志免町田富一丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

道路、雨水排水、交通安全等に関して、別途、協議すること。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

通学路（志免東中学校、志免東小学校）に当たっており、登下校時など児童生徒の安全確保に配慮すること。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし。

(4) 防災・防犯対策への協力

ア 夜間、児童生徒のみでの入店制限について配慮すること。

イ 浸水想定区域につき地盤高等に注意すること。

ウ 防災面を考慮した透水性舗装、浸透側溝、雨水貯留浸透ユニットなどの浸透製品を検討すること。

エ 防犯灯について、必ず町内会と協議すること。

(5) 騒音の発生に係る事項

騒音規制法、振動規制法及び福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき届出が必要な場合、生活安全課に提出すること。

(6) 廃棄物に係る事項

廃棄物の処理について、別途、協議すること。

(7) 街並みづくり等への配慮等

- ア 屋外広告物の申請がある場合、都市整備課に提出すること。
- イ 志免町緑地保全と緑化推進に関する条例の規定により緑化を図ること。
- ウ 町内での雇用促進に努めること。
- エ 町内会長、隣接者への説明を十分に行い、協議手順および日付を報告すること。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 スーパードラッグコスモス羽犬塚店
- (2) 所在地 筑後市大字和泉字前田90番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成28年7月26日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（三池干拓地区）	平成27年9月24日